

運 営 規 程	留意事項等
樋本デイサービス指定介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程 (事業の目的) 第1条 樋本デイサービス合同会社が設置する樋本デイサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従事者」という。）が、要支援及び事業対象者の状態にある利用者に対し、適切な指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。 (運営の方針) 第2条 介護予防・日常生活支援総合事業においては、要支援及び事業対象者の状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 3 指定介護予防・日常生活支援総合事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 6 事業所は、指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。 7 指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、	

居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

8 前7項のほか、「三豊市が別に定める」、「三豊市が別に基準を定める規則」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 樋本デイサービス

(2) 所在地 香川県三豊市山本町財田西 837 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員、生活相談員と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業従業者

①生活相談員 4人 (常勤2人、うち1名管理者と兼務・うち1名介護職員と兼務、非常勤2人、介護職員と兼務)

生活相談員は、事業所に対する指定介護予防・日常生活支援総合事業の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所型サービス個別計画の作成等を行う。

②介護職員 5人以上 (常勤2人、うち1名生活相談員と兼務、非常勤3人以上、うち2名生活相談員と兼務)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

③機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

④看護職員 1人以上

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、1月1日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時～午後6時とする。
- (3) サービス提供時間 午前9時～午後4時30分

(指定介護予防・日常生活支援総合事業の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

指定地域密着型通所介護も含めて、1日10人とする。

(指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第8条 指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 運動器機能訓練・口腔機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) グループ活動(介護予防) など

(利用料等)

第9条 指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、「三豊市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領」(以下「算定基準要領」という。)によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道1kmにつき40円を徴収する。

3 食事の提供に要する費用については、720円(食費650円、おやつ代70円)を徴収する。尚、事情により、おかずのみ持ち帰り等提供する場合は550円とする。ただし、利用日の前日午後0時までに食事不要の連絡をいただいた場合は、食事の提供に要する費用は請求しない。又、利用日前日午後0時から当日午前9時までに連絡をいただいた場合は300円、利用日の午前9

・第9条については別途価格表に詳細を記載。

価格変更については、令和7年4月1日サービス提供分より適応。

時までには連絡がない場合は費用の全額を請求する。

4 おむつ代については、実費相当を徴収するとするが、リハビリパンツは1枚当たり100円、尿取りパットは1枚当たり50円とする。詳細は、別に定める価格表に基づくもの。

5 その他、指定介護予防・日常生活支援総合事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費相当を徴収する。尚、詳細は価格表にまとめるものとする。また、レクリエーション等にかかる費用について、もの作り（材料代込み）100円相当/1作品、お誕生日会費（材料費等込み）300円相当/1回、写真代10円/1枚、マスク50円/1枚、発語・発声及び嗜好によるカラオケ等システム利用料500円相当/1月等とする。

6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、三豊市の区域とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等(利用者家族・担当介護支援専門員・主治医等)の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。(利用者の既往歴等においては、利用者及び利用者家族の同意の上、搬送などに必要な情報を前もって関係機関へ報告提出するものとする。)

2 利用者に対する指定介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 利用者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第 15 条 指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定介護予防・日常生活支援総合事業に関し、介護保険法第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受け

・第 18 条第 2 項については、別

たと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。 (地域との連携など) 第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。 2 指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。 (業務継続計画の策定等) 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (その他運営に関する留意事項) 第20条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。 (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内 (2) 継続研修 年2回	途事業所規定によるものとする。
--	------------------------

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定介護予防・日常生活支援総合事業に関する記録を整備し、そのサービスの完結の日から 5 年間保存するものとする。記録方法については、適切な個人情報の取り扱いを行った上で、電磁的記録による場合も有り得る。
- 6 運営規定等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等も可能とする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は樋本デイサービス合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(追記事項)

- ① 運営基準省令上、事業所の運営規定の概要等の重要事項等については、「書面掲示」に加え、法人のホームページにより閲覧できるものとする。

② 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人

または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。